

特定非営利活動法人ふるさと未来創造堂 定款

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 この法人は、特定非営利活動法人ふるさと未来創造堂と称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を新潟県長岡市に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 この法人は、新潟県の教育及び防災の関係者を中心とした構成員相互の協力と資源の相互活用を通じて、生まれ育った地域を知り、故郷への深い郷土愛と災害から生き抜く力を育み、そして自分自身の生き方を考える学習機会として、学校を主体とした環境と防災に関する教育の推進を強化する事業を行い、自然と共生する人づくりのために、学校、地域、家庭が手を取り合い、子どもたちを共育する地域一体での教育社会の実現に貢献することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動
- (5) 災害救援活動
- (6) 環境の保全を図る活動
- (7) 地域安全活動

(事業)

第 5 条 この法人は、第 3 条の目的を達成するため、次の特定非営利に係る事業を行う。

- (1) 学校防災教育の支援事業
- (2) 地域及び家庭の防災教育支援事業
- (3) 防災教育の推進に関する交流・イベント事業
- (4) 安心安全なまちづくり及び地域づくりの支援事業
- (5) よりよい未来を創る事業
- (6) 情報発信事業
- (7) その他第 3 条の目的達成に必要な事業

第 3 章 会 員

(種別)

第 6 条 この法人の会員は、次の 2 種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。ただし、人格なき社団が社員となる場合には、その団体名をもって法上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体で、総会における議決権を有するもの。
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体で、総会における議

決権を有しないもの。

(入会)

第7条 会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令、又はこの法人の定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき。

(会費等の不返還)

第12条 既に納入された入会金、会費及びその他の金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上20人以内
 - (2) 監事 1人以上2人以内
- 2 理事のうち、1人を理事長とし、常務理事を若干名置くことができる。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び常務理事は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第 15 条 理事長は、この法人を代表し、この法人の業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

3 常務理事は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第 16 条 役員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定に関わらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任の役員が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 20 条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

第 5 章 会議

(種別)

第 21 条 この法人の会議は、総会及び理事会とする。

2 総会は通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。

- 2 理事会は、理事をもって構成する。
- 3 監事は理事会に出席し、意見を述べることができる。

(権能)

第 23 条 総会は、次の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
 - (2) 解散
 - (3) 合併
 - (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
 - (5) 事業報告及び活動決算
 - (6) 役員の選任、解任及び報酬
 - (7) 入会金及び会費の額
 - (8) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第 42 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
 - (9) その他運営に関する重要事項
- 2 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、本法人の運営に関する次の事項を議決する。
- (1) 総会に付議すべき事項
 - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第 24 条 通常総会は、毎年 1 回、毎事業年度終了後 2 か月以内に開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
 - (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
 - (3) 第 15 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。
- 3 理事会は、毎年 1 回開催する。その他、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事総数の 2 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって召集の請求があったとき。
 - (3) 第 15 条第 5 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 25 条 総会及び理事会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、速やかに臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも総会の 5 日前までに通知しなければならない。
- 4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも理事会の 1 週間前までに通知しなければならない。ただし、議事が緊急を要する場合においては、この限りではない。

(議長)

第 26 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

- 2 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(定足数)

第 27 条 会議は、総会における正会員及び理事会における理事（以下構成員という）総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 28 条 会議の議決事項は、第 25 条の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 会議の議事は、この定款に規定するもののほか、構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 構成員が会議の目的である事項について提案した場合において、構成員の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の会議の議決があったものとみなす。

(表決権等)

第 29 条 構成員の表決権は、平等とする。

- 2 やむを得ない理由のため会議に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の構成員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した構成員は、前 2 条、次条第 1 項及び第 43 条の適用については、会議に出席したものとみなす。
- 4 会議の議決について、特別の利害関係を有する構成員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 30 条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 構成員総数及び出席者数、理事会においては出席者名（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名又は記名、押印しなければならない。
- 3 前 2 項の規定に関わらず、構成員全員が書面又は電磁的方法による同意の意思を表示したことにより、会議の議決があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 会議の議決があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 会議の議決があったものとみなされた日
 - (4) 議事録作成に係る職務を行った者の氏名

第 6 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 31 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の区分)

第 32 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の 1 種とする。

(資産の管理)

第 33 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 34 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 35 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の 1 種とする。

(事業計画及び予算)

第 36 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 37 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第 38 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第 39 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 40 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、3 か月以内に、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 41 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 42 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 7 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 43 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上

の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 44 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

- 2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。
- 3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 45 条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会で選定された者に譲渡するものとする。

(合併)

第 46 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 8 章 公告の方法

(公告の方法)

第 47 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第 9 章 雑則

(細則)

第 48 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	澤 田 雅 浩
常務理事	中 野 雅 嗣
理事	杉 中 規 彦
理事	樋 口 勲
理事	佐 竹 和 行
監事	徳 嵩 加津美
監事	岩 崎 昌 子

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から

平成 28 年 9 月 30 日までとする。

- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 36 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 41 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 27 年 6 月 30 日までとする。
- 6 この法人の設立当初の会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金	正会員	3, 0 0 0 円	賛助会員 (個人・団体)	0 円
(2) 年会費	正会員	5, 0 0 0 円	賛助会員 (個人)	4, 0 0 0 円
	賛助会員 (団体)	1 0, 0 0 0 円		
- 7 この定款の変更は、平成 2 7 年 1 2 月 1 1 日から施行する。
- 8 この定款の変更は、平成 2 8 年 9 月 3 0 日から施行する。
- 9 この定款の変更は、平成 3 0 年 1 1 月 1 3 日から施行する。
- 10 この定款の変更は、令和 4 年 3 月 1 6 日から施行する。
- 11 この定款の変更は、令和 5 年 7 月 1 9 日から施行する。